



インフォメーション INFORMATION

県ホームページ
<http://www.pref.gunma.jp/>

問い合わせの際は、番号を間違えないようにお願いします

問は問い合わせ先、**相**は相談先、**申**は申込先、**✉**はEメールアドレス、**HP**はホームページです

* 印の施設では、障害者手帳などをお持ちの方とその介護者(1人)は無料です。証明できるものをお持ちください

忘れていませんか？ 自動車税

自動車税の納期限は5月31日です。うっかり納め忘れた人、口座振替で引き落としにならなかった人はいませんか。

まだ納めていない人は、急いで納めましょう。

納税場所 県内の金融機関、郵便局、県自動車税事務所(前橋市上泉町)、県行政県税事務所、コンビニエンスストア、「Pay-easy」対応のインターネットバンキング・モバイルバンキング・現金自動預払機(ATM)、「Yahoo!公金支払い」ホームページ(<https://koukin.yahoo.co.jp/>) (クレジットカードによる納税)

その他 口座振替で5月31日に引き落としにならなかった場合や、納税通知書を紛失してしまった場合は、納付書を再送付します。県自動車税事務所または県行政県税事務所に連絡してください

問 県自動車税事務所(☎027-263-4343
☎027-261-5931)、県行政県税事務所



早めの避難が大切です みんなで防ごう土砂災害

6月は「土砂災害防止月間」です。梅雨から台風の時期にかけては降水量が多く、一年のうちでも土砂災害が発生しやすくなります。

土砂災害から身を守るためには 日頃から防災情報の収集に努め、危険な場所や避難場所、避難の道順などを家族や地域で話し合い、確認しておきましょう。

地鳴りなど土砂災害の前触れに気付いたときは早めに避難し、最寄りの県土木事務所や市役所・町村役場に通報しましょう

危険箇所・雨量情報・土砂災害警戒情報は 県ホームページ(http://www.kendoseibi.pref.gunma.jp/section/sabo/hp/main_page_01.htm)から確認できます。また雨量情報は、携帯電話(<http://www.uryou-gunma.jp/k/>)からも確認できます

問 県庁砂防課(☎027-226-3632 ☎027-243-1680)

あなたのレシピが全国へ！「県きのこ料理コンクール」作品募集

対象 県内に在住または在勤、在学している人

内容 キノコを使用した料理のレシピ

・キノコは県産のものを使用 ・食材費は4人分で2千円以内 ※本審査は食材費2千円を支給します
・調理時間は60分以内(乾燥したキノコなどを水で戻す時間は除く) ・未発表のもの

賞 最優秀賞1点、優秀賞4点、優良賞・奨励賞若干 ※賞状と副賞を贈呈します

応募期間 6月18日(月)～9月28日(金) **応募方法** 所定の応募票 ※詳しくは、県ホームページ(<http://www.pref.gunma.jp/06/e3600109.html>)をご確認ください

応募票配布場所 市役所・町村役場、県環境森林事務所、県森林事務所、県庁県民センター、県庁林業振興課、県森林組合連合会(前橋市上大島町) ※県ホームページ(前記)からも入手できます

その他

・1次審査(書類審査)通過作品は、12月1日(土)に山崎学園群馬調理師専門学校(前橋市小屋原町)で本審査(調理審査)を実施します
・最優秀賞の受賞者は、東京都で開催される全国大会に県代表として参加していただきます
・入賞レシピの著作権は県に帰属し、印刷物やクックパッド「ぐんまちゃんのキッチン」ホームページ(<https://cookpad.com/kitchen/12696775>)などに掲載する場合があります

問 県庁林業振興課(☎027-226-3234 ☎027-223-0154)



昨年の最優秀賞作品
「きのこたっぷりクレープあんかけ」

スポーツの楽しさ体験！

「県障害者スポーツ大会」参加者募集

期間 7月下旬～10月上旬

会場 ALSOKぐんま総合スポーツセンター(前橋市関根町)他

競技種目(13種目) フライングディスク、アーチェリー、陸上競技、ポッチャ、サッカー、水泳など

対象 身体・知的・精神障害のある人

費用 無料 **申込期間** 6月上旬～7月上旬 **申し込み方法** 所定の申込用紙

申込用紙配布場所 市役所・町村役場、県保健福祉事務所、県立ふれあいスポーツプラザ、県立ゆうあいピック記念温水プールなど

※県ホームページ(<http://www.pref.gunma.jp/02/d4210047.html>)からも入手できます

その他 全国障害者スポーツ大会の選考会も兼ねます。詳しくはお問い合わせいただくか、県ホームページ(前記)をご覧ください

問 県庁障害政策課(☎027-226-2634 ☎027-224-4776)



マイナンバーで手続きが簡単に！

申請手続きの際に、住民票などの必要書類をそろえるのに苦労したことはありませんか。

マイナンバー制度の「情報連携」の開始により、マイナンバーを用いる行政手続きで、住民票や課税証明書などの添付書類を省略できるようになりました。

「情報連携」は 行政機関や地方自治体がそれぞれ保有している個人情報、必要な範囲で相互にやりとりすることです

添付書類を省略できる手続き 児童手当や介護保険などの地方自治体の手続きの他、健康保険関係やハローワーク関係の手続きなど

その他 詳しくは、内閣府ホームページ(<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>)をご覧ください

問 マイナンバー総合フリーダイヤル(フリーダイヤル0120-95-0178)、県庁情報政策課(☎027-226-2345 ☎027-224-2812)